

産婦健康診査 償還払いについて

県外の里帰り出産など、委託機関以外で産婦健康診査を受けられる場合は、出産される医療機関に

「産婦健康診査受診票兼結果票」を提出してください。

【注意事項】

- この受診票を使用し助成を受ける場合は、すべての項目の受診及び受診票の記載が必要です。
裏面も確認し記入漏れのないようにご注意ください。
- 受診票を用いて受診をすることで、医療機関から下呂市へ結果を報告することに同意すると
みなします。
- 保健センターが不在場合がありますので、申請の際は事前にお電話ください。
- 申請は受診票を利用した日から 6 か月以内にお願いします。期限を過ぎると助成の申請が
できません。

●産婦健康診査にかかった費用は、一旦自己負担となります。

受診後『産婦健康診査助成金交付申請書兼請求書』により、助成額の範囲内で申請（請求）をしてください。

助 成 額

1 回あたりの産婦健康診査の上限額 5,000 円 最大 2 回まで

●助成金の申請（請求）に必要なもの

- ☐ 産婦健康診査助成金交付申請書兼請求書（HPからダウンロード又は保健センターで受け取る）
- ☐ 産婦健康診査受診票兼結果票
- ☐ 産婦健康診査に要した費用のわかる領収書と診療明細書（両方必要）
- ☐ 産婦本人の通帳またはキャッシュカード（確認用）
- ☐ 印鑑
- ☐ 母子健康手帳

●問い合わせ先

保健センター（こども家庭センター） 0576-52-1230